

1 . 件名：東北電力(株)女川原子力発電所第1号機第2回定期事業者検査期間の変更に係る面談

2 . 日時：令和4年12月9日 13時30分～14時15分

3 . 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4 . 出席者

原子力規制庁原子力規制部

検査グループ

実用炉監視部門

水野企画調査官、浅野上席監視指導官

女川原子力規制事務所

中野原子力運転検査官

専門検査部門

上田企画調査官、森田上席原子力専門検査官、大江原子力専門検査官

東北電力（株）

東北電力株式会社 本店原子力本部課長 他10名

5 . 要旨

東北電力(株)から女川原子力発電所第1号機原子炉建屋クレーンの設備不具合に係る第2回定期事業者検査期間の変更による影響及び定期事業者検査報告書（終了時）の提出時期について説明したい旨連絡があり、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から、原子炉建屋クレーンは、認可した廃止措置計画において、燃料の搬出が完了するまでの間その性能を維持すべき性能維持施設に該当することから、現状、当該設備を使用する予定はなく安全に影響を及ぼす状態ではないことを確認した。また、当該クレーンの修理が完了するまでの間、他の性能維持施設に対する検査の計画及びその報告方法等について、改めて整理し報告することを求めた。

2022年5月の点検で亀裂が確認された天井クレーン支持台座は、安全上重要な機器である原子炉建屋天井クレーンの構成部材であるので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づく報告（以下「法令報告」という。）の対象となるか否かについて、原子力規制庁で法令報告を所掌する部署で

ある事故対処室に確認する。

○東北電力（株）から了解した旨の回答があった。

6 . その他

資料：女川原子力発電所 1 号機第 2 回定期事業者検査期間の変更について